

情報倫理の教育



広島大学文学部教授

越智 貢

一、不安

昨年十一月、全国の小・中・高・養護学校約五〇〇校の先生方全員に、情報倫理に関するアンケート調査を行った（「情報倫理の構築プロジェクト」による情報倫理教育アンケート）。協力していただいた先

生方は、一万名以上になる。読者の中にも、アンケートに答えていただいた先生方がおられるにちがいない。現在、専門家のチームを組んでデータ分析を進めている最中だが、興味深い状況が次々と見えてくる。

たとえば、学校へのインターネット導入に「まったく興味がない」先生は五%ほどであり、「まったく必要性を感じない」先生も四%弱にすぎず、それゆえ大多数の先生方がインターネット導入に何らかの関心を抱いているにもかかわらず、同時に「電子メールのアドレスは学校に一つがよい」という意見が四〇%近くにも達している。一見、矛盾とも映るこうした結果が、情報教育の本格化を前にした先生方の複雑な思いをそのまま反映しているように思われる。

この状況を一言でいいあらわせば、おそらく情報教育の導入に対する「不安」ということになるのだろう。

むしろ、不安の原因は必ずしも一つではない。情報機器の操作に不慣れな先生は、新しい知識や技能を身につけるための時間と労力に不安を覚え、熟練者の先生は、そ

れまでボランティアとして行ってきた機器管理が職務となることでいっそう自由な時間を奪われるのが心配である。現状でも子供たちと十分なコミュニケーションをしようほどのゆとりを見出せないのに、情報教育が始まれば、さらにゆとりのない生活になってしまう。この種の不安が見え隠れする。

だが、それ以上に、多くの先生方が不安を抱いているのは、情報倫理に関わることから、すなわち子供たちが引き起こすであろうトラブルに対してである。著作権法違反やプライバシーの侵害、有害情報やコンピュータ犯罪など、マスコミの報道を通じてしか知らなかった事件が、実際に、インターネット導入とともに自分の教室や学校で起こったら、と考えている先生は少なくない。いくらフィルタリングなどの技術を実施しても、ネットワークトラブルが起きる可能性はなくならない。とすれば、そうした不安は、いきおい「アドレスは学校に一つ」といった管理主義的な意見に傾くことになる。一つのアドレスしかなければ、トラブルを未然に防ぐことはたやすい。

いや、それどころか、同じ不安がインターネットの導入そのものに対する拒否反応としてさえ現れている。ある先生は次のような意見を記していた。「私自身は学校教育現場にコンピュータは導入すべきでないと思う。いま言われているのは『心の教育』である。血の通った人間同士のふれあい、関わり合いを大切にした教育が見直されているし、私もそう思う。不便でも、合理的でなくても、とくに小学校では、そのことをしつかり体験させておくべきだと思う」。

二、情報化の影の部分？

つまり、先生方の不安はこれまでしばしば「情報化の影の部分」という言葉で語られてきたことさらに対する不安なのである。情報化には、意欲の向上、自己表現力の育成、自発的学習の促進、コミュニケーション活動の増大といった「光の部分」があることが指摘される一方で、あわせて誤ないし偽情報や有害情報の存在、間接体験への傾斜による心身への悪影響、個人情報漏洩などによる被・加害への関与といっ

た「影の部分」があることが強調されてきた。「情報モラル」と呼ばれる初等中等教育版の情報倫理の教育は、そうした「情報化の影の部分」に対処すべき方策の一つとして導入されたものである。

平成八年夏に出された中教審の第一次答申には、「情報化の『影』の部分への対応」として、次のように述べられている。「一人一人が情報の発信者となる高度情報通信社会においては、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識、『ハッカー』等は許されないといったコンピュータセキュリティの必要性に対する理解などの情報モラルを、各人が身に付けることが必要であり、子供たちの発達段階に応じて、適切な指導を進める必要がある。」

先に述べた先生方の不安はこうした「情報化の影の部分」に対応するのが容易でないと感じていることと深いつながりがある。インターネットの導入に関心をもちつつも、それが新たな問題を招来するものでもあったら、情報教育は面倒をもたらずやっかいものではない。

だが、私はこの「情報化の影の部分」に

ついては異論がある。また、その表現が、正直言つて気に入らない。この種のメタファーが、かえって情報教育の進展を妨げる一因になっている、とさえ私は考えている。その理由を一つだけ記しておきたい。

すなわち、「影」というメタファーで形容しうる現象が事実起こってはいても、それは必ずしも「情報化の」影だとは限らないこと、少なくとも、インターネットの導入が必然的にもたらす影とは言えないこと、である。偽情報や有害情報の存在である、間接体験への傾斜による心身への悪影響であれ、個人情報の漏洩などによる被・加害への関与であれ、それらは「情報化」の影であるよりも、むしろそれ以前に「人間性」に関わる影であり、とりわけ現代人の日常生活にすでに不可避的に付随している影である。インターネットのユーザーでなくとも、われわれ現代人はいつもそうしたトラブルと隣り合わせの生活をしている。

著作権やプライバシーの問題など、インターネットの世界では、日常世界における以上に強く配慮しなければならぬモラル

があるではないか、と反論する人がいるかもしれない。だが、それは逆である。そうした反論は、本来、日常の世界で配慮すべきであったものに対してこれまで無配慮であったことを告白するものでしかない。それらを侵害していても、当該の権利主体がそのことに気づかなかっただけであり、だからこそトラブルに至らなかつただけである。例外事項があるとはいえ、日常世界であつても、けつしてすべてが許されていたわけではない。

インターネットでのコミュニケーションに関して、受信や発信の際にとくに留意するよう指示される事柄があるが、これも日常世界のそれとほぼ変わらない。たとえば、他人の誹謗中傷を行わないこと、嘘の発言をネットワーク上に流さないこと、著作権や肖像権などに配慮すること、他人に迷惑をかけないことなどは、しばしば「ネチケット」(ネットワークのエチケット)と呼ばれて、インターネット利用のためのマナーとして語られるが、これらは日常世界でも重要なマナーである。いや、モラルの衰退が叫ばれる昨今では、日常世界でこそ必

要とされるマナーだと言ってよいかもしれない。

三、電子ネットワークの特性

むろん、両世界がまったく同じというのではない。「情報化の」影の部分ではないにしても、インターネットなどの電子ネットワークの世界には、日常世界以上にトラブルを引き起こしやすい特性が認められる。容易に想像されるように、ここにはいわゆる匿名性や非対面性といった問題が絡んでくる。相手を見なくてすむ世界や自分の固有名などを隠すことができる世界では逸脱行為が生じやすい。たとえ同じ問題であつても、日常世界における以上に増幅され、大きなトラブルになりやすい。

ただし、その特性もバーチャルな世界そのものの属性であるのではなく、「人間性」に深く根ざした特性であることを見落としてはならない。たとえば、電子ネットワークのコミュニケーションが日常世界のそれに比して誤解されやすいのは、前者が、言葉から人を類推せざるをえないのに対し

て、後者が人から言葉を類推しようという違いがあるためだが、この違いはほぼそのままに、大都市のような規模の社会でのコミュニケーションと村のような小社会でのコミュニケーションとの違いに当てはまる。すでに人となりを知っている相手から「馬鹿だな」と言われたとき、その言葉の意味は、それを発した相手のありようから解釈される(「馬鹿だな」という言葉にかえつて喜ぶ場合があるのはそのためである)が、見知らぬ人から同じ言葉が発せられれば、われわれはそれを言葉そのままの意味で理解し、憤慨するにちがいない。

匿名性についても事情はほぼ変わらない。電子ネットワークにおける匿名性が、けつして言葉の厳密な意味での「匿名」性ではありえず、日常世界で匿名投書などを追跡できるのとほぼ同じ程度には、電子ネットワークの世界でも追跡可能だという点は知っておくべきだろう。バーチャルな世界で別人格に変身できるのも、手軽さという点を度外視すれば、日常世界で変装するのとそれほどは変わらない。

日常世界と異なる特性としてとくに注意

する必要があると思われるのは、それらよりもむしろインターネットに内在している時間性と空間性であろう。情報伝達のスピードとその到達範囲は、他のいかなる世界をも凌いでいる。

そのことは、たとえば昨年世界中で大騒動となったY2K問題や最近国際的に取りざたされた電子メールウイルス（「I Love You」）に典型的に示されているように、一つのミスやいたずらの影響力が日常生活とは比較にならぬほど大きいことに示されている。それだけに、電子ネットワークにおける振る舞いに対する責任は日常生活におけるそれ以上に重くなってくる。意識の上ではちよつとしたことであり、また日常生活では軽いたずらとして無視されうるものではあつても、電子ネットワークの世界では、重大な被害に直結し、責任追及の対象となる可能性がつねにある。

四、心の教育

「情報化の影の部分」といった言葉に過剰な不安を覚える必要はないとしても、情

報教育を何の工夫もしないで行えば、やはり種々のトラブルは発生することだろう。第二節で述べたように、電子ネットワークのトラブルの多く（いや、そのほとんど）はわれわれ現代人の「人間性」に深く関わっているものであり、とすれば、これに対する手当てを考慮せずに情報教育を推進するならば、すぐさま混乱を招くことになりかねない。

そのような手当てとして考えられているのが、先にも指摘しておいたように、「情報モラル」の教育である。ただし、その中身となると、意外に明確でない。新学習指導要領にも具体的な説明は見当たらない。最も詳しいと思われる高校の「情報C」でも、「情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱うようにする」といった抽象的な説明で終わっている。以下、私見になるが、「あるべき」情報モラル教育の輪郭を簡単に描いておくことにしよう。

う。

まず、モラル（倫理、道徳）がけつして一つものではないこと、たとえば「行為のモラル」と「人間性のモラル」という二つのモラル類型を区別しうることに注意しよう。前者は、ルール（規則）という形態をとり、これに反しないことを求めるモラルであり、後者は道徳的な心情や動機を問いつつルールの遵守を超えた道徳性を追求するモラルである。たとえば、交通道徳や校則などは前者のモラルに属し、小・中学の道徳の時間で目指される道徳は後者のモラルに属すると考えてよい。

両モラルの相違は、要するに、「よい行為」を目指すモラルと「よい人」を目指すモラルの違いである。それは、「よいドライバー」と「よい人」が重ならないことから明らかだろう。交通道徳を遵守して運転する「よいドライバー」が同時に「よい人」である必要はない。また心根のよい「よい人」であっても、必ずしも「よいドライバー」になれるわけではない。このように「行為のモラル」と

「人間性のモラル」のそれぞれが関わっている「よさ」は、「よい」という言葉は同じでも、それぞれの次元を異にしている。

ここで留意する必要があるのは、情報モラルが「行為のモラル」を志向しやすい点である。ハッカー行為（クラッキング）であれ、プライバシー侵害であれ、それらは悪しき行為である。それゆえ、ともすれば、特定の行為を禁止したルールを作り、違反者には罰を与えるといった「行為のモラル」が設定される。実際、大学などの高等教育機関や企業などで行われている情報倫理教育の特徴は、それが「行為のモラル」の教育である点にある。

成人の場合には、そうしたモラルでも有効であろう（というよりも、逆に成人を対象とする「人間性のモラル」の教育は難しい）。だが、まだ発達段階にある子供たちに、成人と同様、「行為のモラル」のレベルで情報モラル教育を行うのは疑問である。教育手段という点で問題があるばかりでな

い。先にも述べておいたように、ネットワークトラブルがそもそも人間性に深く根ざしているトラブルである点を忘れてはならない。

第一節で紹介した情報教育反対派の先生は、心の教育が必要だと主張していたが、彼とは異なって情報教育推進派である私も、その先生の心の教育必要論には賛同したい。ただし、文字通りの心すなわち「人間性」のモラルに関わる教育という意味での心の教育である。

では、「人間性のモラル」としての情報モラルの教育はどのような形態をとりうるのだろうか。さまざまな工夫が可能だろう。だが、それが「人間性のモラル」に関わっている限りは、（少なくとも小・中学校では）道徳の時間のねらいと連携しつつ行われるのがもっとも自然であるように、私には思われる。心の教育の要は、道徳教育に他ならないからである。

（注）文中でふれたアンケートに協力していただいた学校には、まもなくアンケートの集計報告書を発送する予定になっている。アンケートに関する

最終分析報告書は、今秋発行の予定であり、その際には、あわせてウェブ上でも公開する計画である。「情報の構築プロジェクト——広島」ホームページ (<http://www.finelett.hiroshima-u.ac.jp>) をご覧いただければ幸いである。また、同ホームページには、情報倫理教育に関するプロジェクト研究の記録が掲載されており、本年二月に開催した「情報倫理と教育フォーラム」の概要も知ることができる。なお、このプロジェクト研究の成果として、本年六月に、越智・水谷・土屋編「情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ」（ナカニシヤ出版）が刊行された。情報倫理学の最前線に関する研究書である。

